

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う温泉使用料の減免について

1. 趣旨

出雲市温泉給湯条例に定める温泉受給者である旅館や日帰り入浴施設においては、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、宿泊客や市内の日帰り入浴客が激減し、4月下旬からはその多くが休業を余儀なくされ、6月以降の宿泊予約も全くないところがあるなど、依然として危機的な状況に陥っています。

宿泊客や日帰り入浴客の減少により甚大な影響を受けている旅館や日帰り入浴施設の温泉使用料の減免を行い、事業継続のための支援を行うものです。

2. 対象者

市長の許可を受け温泉の供給を受ける温泉受給者（1 1 施設）

3. 対象期間

令和 2 年 4 月～6 月

4. 給湯（温泉）使用料の減免

対象期間の各月の温泉使用料について、売上の減少割合（前年比較）に応じて以下のとおり減免を行います。

条 件	減 免
対象月の売上が前年同月と比較して 50%以上減少した場合	全 額 免 除
対象月の売上が前年同月と比較して 30%～50%未満減少した場合	1 / 2 免除

5. 申請書類

- ①温泉使用料減免申請書
- ②令和元年及び令和 2 年の 4 月～6 月までの各月の売上が分かるもの
※確定申告書類の控え、売上台帳の写しなど

6. 温泉給湯条例において市が所有する泉源

- ①北山泉源 出雲市西林木町 153 番地 13
- ②立久恵峡泉源 出雲市乙立町 932 番地 22
- ③湖陵 3 号泉源 出雲市湖陵町三部 1231 番地 1
- ④湯の川泉源 出雲市斐川町学頭 1340 番地 4